

平成30年8月24日

磯松中学校保護者様

東広島市教育委員会教育長  
東広島市立磯松中学校長

平成30年7月豪雨に係る今後の対応について（お知らせ）

平素より、本市教育活動にご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。また、この度の災害で被災されました方々に、心よりお見舞い申し上げます

さて、東広島市では、今後心配される二次被害に対応するため、被災地域への避難情報の発令基準を早める暫定運用の基準を定めました。例えば、「避難準備」情報は、これまで「大雨警報」段階で出されていたものが、被災地域では、「大雨注意報」段階で発令される場合があるというものです。（詳しくは「東広島市HP」をご覧ください。※1）

被災地域または危険個所にお住まいの方々は、今後とも市が発令する避難情報に注意してください。（「危険個所」は、「東広島市ハザードマップ」（※2）及び「広島県防災Web」をご覧ください。（※3））

なお、「臨時休業」の判断については、これまで同様、午前7時段階での「警報」の有無を基準としますが、「避難準備」情報発令中の登下校に際しては、次の点に留意してください。

**○登校時に、「警報」は出ていないが「避難準備」情報が発令されている場合**

→ 通常通りの登校とします。ただし、家族ごと避難を開始される場合などは、無理な登校は避けて安全を優先してください。

**○下校時に、「警報」は出ていないが「避難準備」情報が発令されている場合**

→ 通常通りの下校とします。ただし、通常下校と異なる対応が必要な場合は、ご遠慮なく学校まで連絡してください。（082-428-6675）

**※1【東広島市HP】**

「避難関連情報」>「平成30年7月豪雨の被害被災箇所を対象とした避難勧告等の発令基準の暫定運用について」>「暫定基準の運用について（7月25日現在）」

**※2【東広島市ハザードマップ】**


「東広島市HP」>「暮らし・手引き」>「防災情報」>「避難所・ハザードマップ」

**※3【広島県防災Web】**

「土砂災害ポータル」>「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図等」

## 【参考】

### ○「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の違い

 拘束力 強い	避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難勧告や避難指示（緊急）を行うことが予想される場合に発令。高齢者ら避難に時間がかかる人に早めに避難を促す
	避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令。対象住民に避難を勧める
	避難指示 （緊急）	状況がさらに悪化し、災害による人的被害の危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令。避難勧告よりも強制力は強い

### ○「特別警報」とは

気象庁では平成25年8月から「特別警報」の運用を開始しています。これは、「東日本大震災」や「阪神・淡路大震災」といった、誰もが一度は聞いたことがあるような大災害が起こるおそれがある時に、国民の皆さんに最大級の警戒を呼びかけるものです。特別警報が発表された場合は、お住まいの地域がこれまで経験したことのないような重大な危険が差し迫った異常な状況になりつつありますので、落ち着いて、周囲の状況や自治体の避難情報を確認して、速やかに危険回避の対応をするなど、適切な行動をとってください。

ただし、特別警報が発表されない場合でも災害が発生するおそれがありますので、通常の注意報や警報、その他気象情報等の把握に努めてください。

### ○特別警報は警報と何が違うの？

「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民の方々に対して最大級の警戒を呼びかけるものです。

「警報」・・・重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報  
「注意報」・・・災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報